

平成25年第3回潟上市議会定例会会議録（3日目）

○開 議 平成25年9月13日 午前10:00

○散 会 午後 0:10

○出席議員（18名）

1 番 中 川 光 博	2 番 大 谷 貞 廣	3 番 児 玉 春 雄
4 番 藤 原 幸 作	5 番 菅 原 理 恵 子	6 番 澤 井 昭 二 郎
7 番 菅 原 久 和	8 番 伊 藤 栄 悦	9 番 戸 田 俊 樹
11 番 小 林 悟	12 番 岡 田 曙	13 番 佐 藤 昇
14 番 藤 原 典 男	15 番 西 村 武	16 番 鈴 木 斌 次 郎
17 番 堀 井 克 見	18 番 藤 原 幸 雄	19 番 佐々木 嘉 一

○欠席議員（1名）

20 番 千 田 正 英

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鑑 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 幸 村 公 明 兼新庁舎建設室長
市民生活部長 藤 原 貞 雄	福祉保健部長 鈴 木 司
産業建設部長 児 玉 俊 幸	水道局長 鈴 木 利 美
教 育 部 長 鎌 田 雅 樹	会 計 管 理 者 川 上 護
農業委員会事務局長 根 一	生 活 環 境 課 長 関 谷 良 広 (部長待遇)
生涯学習課長 菅 原 一 (部長待遇)	総 務 課 長 小 玉 優 子
企画政策課長 栗 山 隆 昌	財 政 課 長 菅 原 剛
高齢福祉課長 畠 山 靖 男	健康推進課長 北 嶋 眞 喜 子
総務学事課長 工 藤 素 子	幼 児 教 育 課 長 佐 々 木 雅 輝

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊藤 清 孝 議会事務局次長 鈴木 整

平成25年第3回潟上市議会定例会日程表（第3号）

平成25年9月13日（3日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問

午前10時00分 開議

○副議長（佐々木嘉一） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

なお、千田議長より本日も欠席の届け出がありましたので、報告します。

定足数に達しておりますので、これより平成25年第3回潟上市議会定例会を再開致します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しましたとおりであります。

なお、8番伊藤栄悦議員より、質問の2「八郎潟ハイツの活性化対策について」の取下書が提出されておりますので、議会運営委員会を開き協議を致しますので、暫時休憩致します。

午前10時01分 休憩

午前10時06分 再開

○副議長（佐々木嘉一） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員長より報告をお願いします。15番西村 武議員。

【議会運営委員会の報告】

○議会運営委員長（西村 武） ただいま議席番号8番の伊藤栄悦さんより、一般質問の「八郎潟ハイツの活性化について」を今回の一般質問から削除したいと、取り下げをしたいということで議長に申し出がありまして、議会運営委員会もこのことについて協議を致しました結果、本人が申し出たとおり尊重致しまして、これを取り下げをすると認めましたことを皆さんにご報告致します。

以上です。

○副議長（佐々木嘉一） 以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

【日程第1、議員の一般質問】

○副議長（佐々木嘉一） 日程第1、一般質問を行います。

本日の発言の順は、12番岡田 曙議員、3番児玉春雄議員、8番伊藤栄悦議員、5番菅原理恵子議員の順に行います。

12番岡田 曙議員の発言を許します。12番岡田 曙議員。

○12番（岡田 曙） おはようございます。傍聴者の皆さんおはようございます。今日

はご苦勞さまでした。

このたびの9月定例において一般質問の機会をいただきまして、皆様に感謝申し上げます。私から3点ばかり質問ございますので、通告に従いまして質問致しますので、ご答弁の方宜しくお願い致します。

まず1点目、秋田県市町村未来づくり協働プログラムについて。

平成の市町村合併が経過し、それぞれの市町村において、地域資源や人材、知恵を生かしながら新たなまちづくりが進められようとしています。これは平成24年からスタートした事業で、県では「市町村の発展なくして県政の発展なし」との考えのもとに実施されることになりました。県と市町村、双方の主体性、専門性を生かしながら相乗効果を上げるために、県と協働による取り組みを強化していく必要があることから、各市町村提案のもとに地域に適した地域活性化ノウハウなどの行政資源を効果的かつ効率的に活用するためにも、このプログラムが昨年24年3月26日施行し、平成28年までの5年間で、県と協働作業で、よく精査し、県、各市町村が期待する大きなプログラムでございます。市にとっても、この取り組みを目指し、成果を上げて大いに市をアピールをしてほしいです。

そこで、取り組みが1年が経過しました。

質問の1番として、地域づくりに資する重点的な取り組みの状況について。

2つ目、プロジェクトの対象分野は、それぞれ地域性、あるいは独創性、実現性、発展性、何に力を入れて県との整合性を考えているのでしょうか、お尋ねを致します。

2番目、第2次健康かたがみ21計画について。

健康増進法が平成15年に施行されて、「健康日本21」、これにより各市町村で計画の策定が義務づけられて、昨年24年度で10年間経過し、第1次が終わりました。その間、潟上市においても様々な事業において成果を上げてきました。

市長は、今年25年度の主要施策の一つになっている「健康かたがみ21」が、第2次として計画されることを報告されました。医学の進歩、生活環境の改善、急速な少子高齢化、しかし介護を要する人々は年々増加し、大きな社会問題になっております。生活習慣の多様化とともに疾病の構造も変化してきています。国の第2次「健康日本21」を定めた健康増進法に基づく基本方針の改正で、今年25年度から適用され、その実現に向け方向性を打ち出しています。

そこで、市において25年度は、今まで様々な保健事業の実績を評価し分析をして、課

題や目標などについて検討されていると思います。そこでお尋ねを致します。

1 点目、「健康かたがみ21」の計画と策定の位置づけについて。

2 番目、特定健診の受診率の向上について。

3 番、健診の項目について。

3 つ目の質問です。学校における食育のあり方について。

食に関する正しい知識と判断力を身につけることが重要性が高まる中、文部科学省は第2次食育推進基本計画、これは平成23年度から27年度まで、周知から実践へと学校現場で実践的な取り組みを充実させることを求められております。現在は栄養教諭を中心とした食育推進事業を進め、食と健康、食とスポーツ、食と学力などをテーマのもとで重点的に取り組むスーパー食育スクールを提案しながら、その効果と評価を目で確かめられるように子供たちの意欲づけや保護者への関心を高めることにつながり、これを食育の運動として推進しております。

また、学校給食を原因で、食物アレルギーによる児童の死亡例があります。児童生徒の視点に立ったアレルギー対応給食を提供することが重要性になっておりますが、文科省は食育の教科書を作成して配付しています。どのように活用されて生かされているのかお伺いします。

1 つ目、食育の指導について。

2 つ目、給食現場での食物アレルギーの対応について。

3 つ目、アナフィラキシー症候群の対応とエピペンの使用者の対応についての質問でございます。

以上3点質問致しますので、ご答弁の方宜しくお願いします。

○副議長（佐々木嘉一） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） おはようございます。

12番岡田曙議員の一般質問の1つ目「秋田県市町村未来づくり協働プログラムについて」は私が、2つ目の「第2次健康かたがみ21計画について」は福祉保健部長が、3つ目の「学校における食育のあり方について」は教育長がお答えを致します。

ご質問の1点目の「地域づくりに資する重点的な取り組み状況」と、2点目「プロジェクトの対象分野と県との整合性」につきましても、市における現状並びに今後の方向性という観点から共通している部分もございますので、まとめてお答えさせていただきます。

「秋田県市町村未来づくり協働プログラム」は、人口減少と少子高齢化により社会構造が変遷していく中で、地域の活性化等を図っていくため、県と市町村の従来どおりの連携にとどまらず、双方の主体性・専門性を生かしながら、対等な関係のもとで協力し、相乗効果を上げることができる「協働」による取り組みを推進するために創設された制度であります。

地域資源を有効に活用しながら地域の個性を磨き上げるプロジェクトを市町村が提案し、それを県と協働作業で精査した上、必要に応じて市町村事業の効果を高める事業を県も一緒に実施していくというものであります。

事業内容につきましては、観光振興、安全・安心な地域づくり、スポーツ・文化の振興などに関連するものとされており、ハード事業・ソフト事業の区別はなされておられません。プロジェクト終了後の継続性・発展性が求められていることから、ハード事業にソフト事業を絡めたものになると考えられます。

ご質問でございます地域性、独創性、実現性、発展性等につきましては、プロジェクト策定の最終段階における審査基準となるものであり、当然にこの全てを考慮した上でプロジェクト内容を検討していかなければなりません。

プログラムの条件と致しましては、県の各種施策と整合する取り組みであること、すなわち県との共通課題の解決に資する取り組みであることが定められております。

現在の県内市町村の取り組み状況であります。25市町村中、4市5町村がプログラムを策定済みであります。その内容は主に観光振興に資するものであり、ほとんどが現在使用している老朽化した公共施設、スキー場や温泉、空き校舎等の改修を絡めたハード事業と交流人口の拡大を図るソフト事業とを組み合わせた内容で、事業費は3億円ないし10億円ほどとなっております。いずれも「あきた未来づくり交付金」が2億円交付されることとなっております。

本市においては、今年6月に県の担当課と打ち合わせを行っておりますが、県の施策との整合性も求められていること、また、実施することで県と市の双方の共通課題の解決につながるような事業という観点からも、慎重に検討をしているところであります。

なお、この事業に対する県からの財政支援は「未来づくり交付金」で、ハード事業を実施した場合の将来的な維持管理費等のランニングコスト、また、継続的なソフト事業の実施にかかわる経費など、後年度負担が必ず発生してくるものであります。

これまで申し上げたとおり、県の施策との整合性、また、事業の実施には継続性、発

展性などが求められていることから、本市においては慎重に検討しているところであり
ます。

本プログラムの策定期間は平成28年度までであります。今後も関係機関とも連絡を
密にしながら、プログラム実施の是非も含め、市民のためによりよい選択をしたいと考
えておりますので、どうかご理解くださいますようお願い致します。

○副議長（佐々木嘉一） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 岡田 曙議員の一般質問の2つ目「第2次健康かたがみ21
計画について」お答え致します。

質問の1点目「健康かたがみ21の計画と策定の位置づけについて」お答え致します。

本年3月、「明るく健やかに暮らせる生涯健康長寿社会の実現」を基本目標とした、
第2期健康かたがみ21を策定しました。本計画は、潟上市総合発展計画に掲げられた施
策体系の一つである「健康づくりの推進」を実現するための実施計画として位置づけて
おります。

第2期計画では、生活習慣病の発症や重症化を予防するとともに、社会生活に必要な
心身機能を維持し、自立して生活できる期間を長らえること、つまり、健康寿命の延伸
を大きな目標として策定したものであります。目標達成には、家庭、地域、住民組織、
医療、福祉、教育機関、行政等様々な機関が協働で取り組んでいくことが重要でありま
す。初年度に当たる今年度は、この計画の内容をしっかりと市民に伝え、実践していくこ
と、そのために広く周知を図り、地区組織の中でも学習会などを開催しているところで
あります。

質問の2点目「特定健診受診率向上について」お答え致します。

健康保険法の改正によって、平成20年4月より40歳から74歳の保険加入者を対象とし
て特定健診が始まりました。国民健康保険を運営する本市においても、国保の加入者を
対象として健診を実施しております。特定健診の受診状況については、平成24年度の実
績で、対象者数6,384人、受診者2,068人、受診率32.4%でありました。

次に、受診率向上対策について申し上げます。

昨年の秋の健診時、新聞に受診勧奨の折り込みチラシを入れて全戸配布したほか、未
受診者4,861人の方にハガキによる受診勧奨を行いました。また、受診の機会を広げる
ため、集団健診のほかに医療機関方式も取り入れ、かかりつけ医での受診も可能となっ
ております。また今年度は、医療行政懇談会開催時にも医師の方からも受診勧奨いただ

くよう、協力依頼をしております。この後も受診率の向上に向けて、関係する機関・団体等々と連絡を図りながら、密にしながら進めてまいります。

質問の3点目「健診項目について」お答えします。

生活習慣、行動習慣に関する問診、医師の診察、身体計測として身長、体重、腹囲、肥満度、身長体重のバランスを見るBMIの測定があります。また、中性脂肪やコレステロール、血糖値などの血液検査のほか、尿糖、尿たんぱくの有無の検査、心電図、貧血検査、眼底検査などがあります。

この特定健診は、糖尿病や高脂血症などの生活習慣病の発症や重症化を予防するため、特にメタボリックシンドロームに着目し、健診後、保健指導が必要な方には保健師や栄養士による特定保健指導を行い、生活習慣の改善に向けて支援を行っております。

以上です。

○副議長（佐々木嘉一） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） それでは、引き続き3つ目の「学校における食育のあり方について」お答え致します。

まず、1点目の「児童生徒への食育の指導について」であります。本市では平成22年度より、市内小・中学校の授業の中で栄養教諭を活用した食育指導を実施しております。

栄養教諭とは、これまでの学校栄養士の職務に、教諭、すなわち食育に関する授業の実施を義務づけた栄養職員であります。今年度は本市に3名配置され、そのうち2名が市内各小・中学校の全ての学年で、家庭科や生活科、学級活動等の授業計画に基づいて、栄養バランスを考えた食事の仕方や栄養と体の関係などについて食育指導を行っております。学級担任が栄養教諭とともに授業を行うことで、日常の食育指導につながるといった成果が見られているところでございます。

なお、議員ご指摘の「スーパー食育スクール」、「食育の教科書」につきましては、現在、文部科学省の「今後の学校における食育の在り方に関する有識者会議」の中で平成26年度以降の事業として討議中のものであり、今後の国の動向を把握しながら対応してまいります。

次に、2点目の「給食現場での食物アレルギーの対応について」であります。本市では、市内幼稚園・保育園及び小・中学校において統一した対応ができるように、平成23年2月に「食物アレルギー対応マニュアル」を策定しております。

このマニュアルは、食物アレルギーを持つ児童生徒が安全・安心な学校生活を送れるよう、また、食物アレルギーについて学校の教職員の共通理解を図り、食物アレルギーを持つ園児及び児童生徒へ原因食品を除いた給食が確実に提供できるように、具体的な対応の流れと必要書類の統一した様式を示したものであります。

このマニュアルに沿って実際に運用する現場の職員を対象とした研修会を行った上で、各学校で対応を要する児童生徒の原因アレルゲンに応じた除去食等を実施しております。

これまで、給食室で対応できない場合については、食物アレルギーを持つ児童生徒の家庭から代替食品を持参するよう依頼しておりました。これを改善するため、平成25年度より、できるだけ給食室での対応ができるよう食物アレルギー対応の調理員の配置を行っているところでございます。

3点目の「アナフィラキシー発症時の対応とエピペンの使用者の対応について」であります。現在、エピペン、すなわちアレルギー症状の発症時に使用する自己投与薬の処方を受けている児童生徒は、市内に2名おります。

秋田県医師会及び秋田県教育委員会の示す、平成24年4月改訂「学校におけるエピペン使用の指針」に基づいて、処方を受けた児童生徒が在籍している場合、処方した主治医は学校の教職員等に対する講習を年1回実施することが義務づけられております。講習内容は、該当する児童生徒のアレルギーやアナフィラキシー症状及び発症した場合の救急対応、エピペンに関する正しい知識と使用法についてでございます。

該当する学校では既に主治医による教職員等への講習を終えており、全ての職員が共通した認識をもっております。

緊急時には、「マニュアル」に基づき症状に応じた処置をすべく万全な体制を期しているところでございます。

以上です。

○副議長（佐々木嘉一） 12番、再質問ありますか。12番岡田 曙議員。

○12番（岡田 曙） まず1点目の市町村の未来づくりの協働プログラムですけれども、今、市長が答弁されたように、これからこのプログラムを作成するに当たって、地域を巻き込んだり、そしてまた、いろいろな分野の方々も入ると思いますけれども、今、人口交流拡大を目指していくためにも県とよく計画をつくって、よいプログラムをつくってほしいと思います。この答弁はいりません。

まず今、市長がおっしゃいました対象分野ですけれども、観光、あるいは文化・スポー

ツ、安全な地域とありますけども、この今、潟上市において分野の中に新エネルギーの普及に大変今注目されておりますけども、これも、新エネルギーの分野も対象分野に入るものでしょうか、お伺い致します。

○副議長（佐々木嘉一） 石川市長。

○市長（石川光男） 新エネルギーについては対象になります。入ります。

○副議長（佐々木嘉一） 12番岡田 曙議員。

○12番（岡田 曙） 1番目の質問はこれで終わらせていただきます。

2つ目として、健康21のことですけども、今、部長が答弁されたように市民に徹底するというので、わかりました。

ただ、今取り組んでいる、何というのかな、健診のことにつきまして、特定健診者のやはり向上に努めたいと皆様、様々な施策を講じていると思いますけども、今この健診率を見ますと、対象者がここ22年、23年、24年と6,000人近くなっておりますけども、この受診率が3分の1になっている現状ですけれども、これを見ますと向上しているようには見えません。私から見ると。まず一生懸命皆さん周知徹底して、まず市民に達成するように努力なされていると思いますけれども、どうかこの点につきまして、毎年毎年この受診率の向上には努めているけれども、何が原因でこの受診率が向上されていないか。ここ3年間、私は受診者の対象になる者は6,384人、24年では。ずっとここ3年間は3分の1ぐらいより、2,000人弱が受診率ですけども、何とかここ今、健康かたがみ21を策定するに当たって受診率の向上というのは特に何に皆さんは周知徹底していくのか、この辺をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（佐々木嘉一） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 岡田議員の質問にお答えします。

受診率については、今お話ありましたように24年度で32.4%と。前年度が32.1というふうに若干の伸びはあります。しかしながら3分の2という部分で4,000人からの未受診者がいるということについて、私ども、先ほど話しましたようにいろんな勧奨をしているという現状にあります。ただ、その背景にあるものとして、まず1つは、かなり医療機関にかかっている方々が多分に年々歳々多くなっているという現状があります。そういう意味では、自分の健康管理というものがその医療機関の中で理解している、あるいはそういう健診に行くまでもなくて自分としては把握しているんだという、こういう方もかなりいるんだろうと思っています。いずれそれをどういふうにしてまた、それこ

そそういうところは別にしましても、それを補完する形でもってどういうふうにやっていくかということになりますと、関係機関、いわゆる健康推進協議会等々の関係、それからさらには自治会等への働きかけ、そしてやはりもう少し地域の方に細かにもっと入っていく必要があると思っていますので、その辺をさらに25年度以降に力を入れていきたいと思っています。

○副議長（佐々木嘉一） 12番岡田 曙議員。

○12番（岡田 曙） わかりました。ただ、この受診率の向上というのは、地域においても各自治体に健康保健の何か分野みたいなありまして、こういうものを広報にはお知らせしますけども、細かくもっと地域の何というのかな、お知らせみたいなものに指導していただければありがたいと思いますので、その点を宜しくお願い致します。

3番目に健診項目ですけれども、これも健診の受診率につながるものですが、皆様ご存じのとおり健診項目というのは、採血をして首より下が健診項目になっております。ただし、首より上、目、眼科、耳鼻咽喉科、こういうような項目も一つは加えていくと魅力があるのでないですか。今は目でもやはり白内障、緑内障、耳鼻科にしても、やはり難聴、そして鼻にしてもアレルギー、そして喉にしても咽頭がん、喉頭がん、食道がんと、こういうふうに発展しておりますので、どうか私、その項目をね、魅力ある健診をするために、健診率を向上させるためにも、少しはその健診の項目、その潟上市独自の首より上の方の健診をしていただければ、一つでも項目が入っていると皆さんが魅力あるのでないかなと思います。

そして今、健診率、私方も実際に特定健診の受診者の対象になっておりますけども、皆さん病院に通院したり入院していると、みんなやって特定健診でやってる人は3カ月、6カ月に1回、これは病院のやはり経営によってやはり個人の医療について健診するわけなんです。だから、昨日病院でやったものがまた特定健診の方で、その同じような紙を来て、私は特定健診を受けることができません。昨日病院で病院の先生が、そろそろこれを採血するあれだ、胃の健診だ、腸の健診の時期ですって言われると、なかなかね、市の健診の対象とぶつかる場合あるから、そこら辺をどうかね、何とか対策考えて受診率を向上させるように、ひとつ宜しくお願い致します。

質問はよろしいです。わかりました。

答弁ありません。すみません。ごめん。間違いました。質問はいいです。答弁はありません。

それから、学校給食におきまして、指導については徹底して指導しているということですので、ただ、食物アレルギー、これは昨年12月、東京の麻布小学校で死亡した例がありまして、私もこのことで心配で、2名ほどアレルギー対象者がおるといってお話ですけれども、まずこのアレルギーの対応について、何っていう、先生方は対応しているという話ですけども、実践的にはどのような訓練というのかな、いざ、これアレルギーショックというのは、血圧が低下したり反転したり、それから時間の要する問題になることがあり得るので、この点の訓練はしているというものの、どのようにして教職員の皆さんで徹底しているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○副議長（佐々木嘉一） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 先生にどういうふうはこのアレルギーに対して指導するかというご質問かと思えます。

いわゆるアラフィラキシー発症時というのが一番対応の重要な事項でございます。まず先生たちは異常に気づくという、いわゆる発見者という、第1発見者があります。その発見者が、いわゆるこの子供が異常を示している状態というのはいろいろ症状によって違います。いろんな、じんましんとかかゆみが出た場合とか、あるいはまた咳が呼吸困難状況なのか、あるいはまた吐き気とかいろいろあるわけですけども、この意識があるかどうかによってその対応が2段階に分かれていきます。

ない場合、これは即119番するわけですけども、その基本的にはエピペンを使うか使わないかということも含まれてきますが、その場合には、あくまでも保護者、あるいは本人が持って注射するというのが基本的な考えでございます。しかし、意識がない、いろんなそういう状況というのがありますので、そういう状況に対して、先ほど申し上げましたいわゆる意識がない状態の中で最も重要な状況の場合について、そういうところはきちんと講習を、主治医を通して、あるいはまた、そういう消防機関とかいろいろそういう機関を通して講習をしているということでございます。

それから、意識がある場合ということもでございます。そういう場合については、緊急の投薬をする、あるいはその状態をよく見て判断しながら、進行していくかいかないかということを見て先生たちがやるということ、講習をかなり具体的なところでやっているということでございます。

そういうことで、市でもそういうマニュアルを、これは大至急必要だということでマニュアルを各学校に、アレルギー対応として作っておりますし、アレルギーの状態とい

うのはその子によっていろいろ違います。ですから、それぞれの子供のかかっている状況というのを主治医を通しながら、学校に保護者を通して申請していただくということで、そこまでしっかりとした形で捉えてマニュアルを作っているということですので、その指導というものに対しては講習等を通してしっかりと対応して今いるというところがございます。

以上です。

○副議長（佐々木嘉一） 12番岡田 曙議員。

○12番（岡田 曙） ありがとうございます。エピペンのこれは0.3ミリの緊急なんですけれども、やはりマニュアルを作成している最中だというのは、このマニュアルを見ながら行動するということは遅い場合もあるので、何とかこの訓練というのかな、実際に実践に携わるような対応の仕方を今後勉強してほしいと思いますので、答弁はいいません。宜しく。

これを持ちまして私の質問を終わらせていただきます。

○副議長（佐々木嘉一） これをもって12番岡田 曙議員の質問を終わります。

3番児玉春雄議員の発言を許します。3番児玉春雄議員。

○3番（児玉春雄） 皆さんおはようございます。傍聴者の皆さん、大変ご苦勞さんです。まずもって、9月定例会において一般質問の機会を得ましたことに感謝を申し上げます。また、質問の際お聞き苦しい点があるかと思いますが、ご容赦くださるようお願いいたします。

私は1点に絞り、質問を申し上げます。簡潔明瞭なる答弁をお願い致しますのでございます。

それでは、私の一般質問、天王駅のトイレ改修について。1、JR駅周辺の環境整備と関係機関等との協議について。2、JR天王駅トイレの水洗化について質問を致します。

地域の活力は、そこに住む住民が誇りを持って生き生きと暮らすことのできる住環境を基盤としてつくられていくとの考え方に立ち、JR天王駅のトイレ改修について質問致します。

潟上市総合発展計画は「人に優しい安らぎのある住環境のまちづくり」を施策の一つとして、市民の重要な通勤通学手段である鉄道の利便性の向上を図るため、関係機関への働きかけを強化するとともに、鉄道利用者が快適に利用できるよう、周辺環境の整備

を進めることとしております。

天王地区における鉄道網としては、現在のＪＲ男鹿線が地域住民の足がわりとなって、国鉄時代の船川線の時代より、長年にわたり親しまれ利用されてきました。その歴史は大正時代の追分―二田間開通に始まり、昭和31年には上二田駅・天王駅で旅客営業が開設され、それから十余年を経た昭和42年に天王駅と上二田駅の両駅に朝夕の汽車が停車するようになったのであります。

以来、天王駅は天王本郷地区の「玄関口」として、地域交流や観光振興等に多大な役割を果たし今日に至っております。昨今の駅周辺環境は、著しく老朽化が進行しております。特に、天王駅に付帯したトイレは木造づくりの簡易なもので、男女トイレは木枠でくくられ、水洗化もなっていないことから夏場には異臭を放ち、非常に使い勝手の悪いものとなっております。駅利用者はもちろん、地域住民からは「どうにかならないものか」といった苦情の声が上がっている状況で、劣悪な環境となっております。

先般開催の自治会長会議においても、ＪＲ等の関係機関に強く働きかけていただくよう要望があったとのことですが、市当局においては、総合発展計画に掲げる「ふれあいを支える公共交通体系」のまちづくりの一環として今後の対応をどのように進めていくのか。トイレの水洗化も含めて市長の所見をお伺い致します。

以上で壇上での質問を終わります。

○副議長（佐々木嘉一） 当局から説明を求めます。鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 3番児玉春雄議員の一般質問、「ＪＲ天王駅のトイレ改修について」お答え致します。

なお、答弁の小項目1、2を合わせてお答えしますので、宜しくお願ひしたいと思います。

ＪＲの駅やその周辺環境整備については、これまでも利用者の利便性を図るためＪＲ東日本秋田支社に要請してきており、改善可能な整備は実施していただいているところでございます。

児玉議員ご指摘の天王駅トイレは、昭和31年、旧国鉄時代に整備された男女兼用の汲取り式トイレ（小便器1、大便器1）で、市としても、老朽化が進んでいることからトイレ改修が必要であると認識しております。今年5月開催の自治会長会議でも、地元の会長さんから改修について要請を受けたところであります。

これを受け、早速ＪＲ秋田支社に確認したところ、無人駅のトイレについては「廃止

していく」という会社の方針のため、現時点では改修する計画はないとのことでしたが、JRと協議の上で、駅敷地内に公衆用トイレとして各自治体が整備するのであれば、新設が可能である旨の回答をいただいております。

現在、水洗化を含めたトイレ整備の必要な無人駅が天王駅と上二田駅の2つの駅があることから、有利な財源を活用すべく、例えば合併特例債などトイレの整備計画（案）を検討し、8月19日に再度JRと協議を致しました。

早期に整備したい旨を説明した結果、本市の意向をJR側からご理解いただき、9月3日付で正式に協議書を提出しております。この後、JRと具体的な協議を進め、トイレ整備の実施設計予算を計上し、平成26年度予算で工事費をお願いしたいと考えております。

児玉議員が話されておりますように、天王駅が天王本郷地区の「玄関口」として快適な環境のもとで利用され、地域の皆様から喜ばれるよう積極的に推進してまいりますので、ご理解をいただきますよう、宜しくお願い致します。

以上です。

○副議長（佐々木嘉一） 3番、再質問ありますか。3番児玉雄春議員。

○3番（児玉春雄） ただいまは大変丁寧なわかりやすいご答弁を賜り、ありがとうございました。私は1点だけ再質問をさせていただきます。

常日頃、駅前を歩くと、地域の皆さんから、とにかく「春雄、早くトイレ直してくれや。大変だよ。なかなか汚れてて入りにくいし、本郷地区の皆さんはみんなそう思ってるよ。ましてや通勤通学もそうだよ」と、そういうことで我々天王本郷地域住民は、一日も早く新しいトイレを利用したい、これが願いでございます。その点、26年度の予算ということをお聞きしました。また、積極的に推進していくと。非常にありがたいお言葉もいただきました。できることであれば26年のお盆から年末までにかけて、どうか一日も早くお願いしたい、これが願いでございます。この点について、もう一度ご答弁をお願いします。

○副議長（佐々木嘉一） 石川市長。

○市長（石川光男） 再質問にお答えします。

今、副市長答弁は26年度中ということですが、JRとの協議次第ではもっともっと早くなる可能性もありますので、是非ともJRとも協議を進めてまいりたいと思います。

○副議長（佐々木嘉一） 3番児玉春雄議員。

○3番（児玉春雄） 今、石川市長からご答弁を賜り、胸をなで下ろしている心境でございます。ありがとうございました。

最後になりますが、石川市長を先頭に当局職員の皆様方が常日頃から潟上市市政発展のために頑張っておられることに対し、まずもって心から感謝と御礼を申し上げます。また、石川市長におかれましては、いつも思いますが、毎日が激務でございます。どうか体調には十分に留意され、潟上市民3万5,000人の代表者として今後とも頑張ってくださいよう心からご祈念を申し上げ、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（佐々木嘉一） これをもって3番児玉春雄議員の質問を終わります。

8番伊藤栄悦議員の発言を許します。8番伊藤栄悦議員。

○8番（伊藤栄悦） 皆さんおはようございます。

ただいまは一般質問の第2質問、これを取り下げるということで大変ご迷惑をおかけ致しました。おわび申し上げます。この場をお借りしておわび申し上げます。

次に、大変申しわけありませんけれども4点ばかり修正点がございますので、宜しく申し上げます。

まずは、1ページのところの上から12行目のところの「行政運営」というのがございます。これは「行政評価」でありますから訂正願います。

それから、下から5行目「自治基本条例第20条」とありますけれども、これは「25条等」であります。質問の方に「等」がついております。

それから7行目ですけれども、「平成10年」と書いてありますが、しっかり調べたら「11年4月1日」でした。

それからあと、質問の項目の方の2ですけれども、これも「自治基本条例第25条等」、「20条等」と書いてますが「25条等」でございますので、申しけありませんが訂正方お願い申し上げます。

それでは、自治基本条例の具現化に向けた取り組みについて、この1点だけ質問致します。

「市民参画と協働のまちづくり」、これを志向し、最高規範性をもった自治の憲法と呼ばれる潟上市自治基本条例が、平成24年3月12日に公布され、翌年の1月1日施行、制定されております。

私は平成24年3月議会において、この条例制定に関し一般質問を行っております。そ

の際、「最高規範性の憲法と自治法との関連」についての質問に対し、「自治基本条例が制定されますと、この条例の最高規範性の趣旨を尊重し、現条例との整合性を図る」、と同時に「整合性を図るための年次計画等」については、「既存条例の見直しや新たな制度設計を約半年かけて準備する予定」との答弁がありました。このことは「市民自治によるまちづくり」について、スピード感を持って具現化に努める意気込みを感じたわけであります。

さて、自治基本条例では市民の権利として、第7条で町づくりの主体として「市政に参加する権利」、第2項において「行政情報公開請求の権利」、第20条では「執行権が保有する行政情報の原則開示」を規定、行政評価に係る第25条では、「市民参画による市の施策等の評価」の実施などが規定されております。市政への市民参画する権利、市民の行政情報公開請求権、政策や施策の立案、評価過程における市民参画等の規定は、憲法を受けた地方自治の本旨に基づく民主的な地方自治の実現にとって、極めて重要なポイントであります。

なぜならば、主権者（政治の最終決定権者）のその市民には、市政を信託した執行機関や議会の情報について「知る権利」があり、行政等は市民に対し「説明責任」を果たす義務と責任を伴っているからであります。

行政情報等の提供、あるいは開示を受けて、市民が市政運営に参画し「市民の市民による市民のための市政」を実現することこそが、議会制民主政治における地方自治の原点であると考えからであります。

自治基本条例において、市民の権利として規定されていても「市情報公開条例」において不開示情報となっている場合、この条例は「絵に描いた餅」に等しい存在となってしまいます。

一例を申し上げますと、市情報公開条例第2条における公開対象行政情報は、「この条例において「情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真等で、決済又は供覧を終了し、実施機関が保管しているものを言う。」となっております。自治基本条例第25条等の整合性はあるのでしょうか。

現市情報公開条例は、平成11年施行の旧天王町情報公開条例内容を継承したものでありますが、その後、少子高齢化、高度情報化、国際化の進展における市民生活の多様化などの時代の変化に対応して、改正されることもなく現在に至っております。私は、「情報公開条例」は、「市民自治によるまちづくり」の実現にとって特に重要であると

の認識のもとに、2回にわたり一般質問を行った経緯があります。その際には「検討します。」との答弁をいただきました。今回は、自治基本条例の具現化についての取り組みについて限定的な質問となりますが、ご答弁宜しくお願い致します。

質問項目について申し上げます。

1、自治基本条例の目的を具現化するための中・長期的な計画と、最高規範性を持つ自治基本条例と既存市条例との整合性を図る具体的内容についてお伺い致します。

2番目、自治基本条例第25条等を具現化する場合、現在の市情報公開条例で実現可能かどうかについてお伺い致します。

3番目ですが、自治基本条例制定による本市情報公開条例との調整内容、今度は情報公開条例との調整内容です。と、それから現条例の主な改正点についてお伺い致します。

4番ですが、市民参画による民主的自治を実現するため市情報公開条例を改正する必要があると思いますが、改正する考えはありますか、お伺い致します。

以上をもって壇上からの質問を終わります。宜しくご答弁お願いします。

○副議長（佐々木嘉一） 当局から説明を求めます。幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 8番伊藤栄悦議員の一般質問の1つ目「自治基本条例の具現化に向けた取り組みについて」お答え致します。

ご質問の1点目の「自治基本条例の目的を具現化するための中・長期的な計画と自治基本条例と既存市条例との整合性を図る具体的内容」についてお答え致します。

自治基本条例可決後、すぐに施行せず半年間の期間を置いたのは、議決までの協議過程も踏まえた逐条解説書の作成、また、パンフレットの作成やパネルディスカッションの開催等による条例の更なる市民周知などを行うためでありました。

また、自治基本条例の条文は詳しく書けば書くほど実効性は高まるかもしれませんが、そうすると条文が長くなり、逆に理念部分が目立たなくなります。一般的に自治基本条例には細かいことは書き込まず、各個別条例等の解釈・運用指針となる方向性を示すにとどめております。いわゆる理念的性格の強い条例として制定したものであります。個別制度の足がかりを規定するとなれば、市民参画の手法、例えばパブリックコメントなどの制度設計をしていくことが重要となり、これを含む3つの制度を指針として定めることも条例公布後の半年間で行っております。

本条例は制定がゴールではありません。それを裏づけるのが、定期的な見直し規定をあえて第30条に設けたことでもあります。現在の条文が未来永劫このままであるというこ

とではなく、時代に応じた自治のあり方に対応させていくことが重要となります。自治基本条例は、このまちの形、自治の形というものを変えていくための道具でありますので、市民自身がこれを自分たちの条例だと十分認識をして使っていくようにならないと意味がありません。そのために徐々に浸透を図りつつ、時代に合った「市民参画」・「協働」の仕組みを常に考えながら、潟上市の自治を推進させていきたいと考えております。

なお、自治基本条例と他の市条例との整合性を図る具体的内容についてではありますが、自治基本条例自体は市民の権限や権利を確認するという趣旨ではなく、市民のみならず市長等や議会の運営スタイルを定めたものとなります。また、自治基本条例は政策を定めた政策条例でもなく、むしろ政策をどうやって築いていくか、取捨選択していくのか、その手順を定めるという大きな使命を担うものであり、「市民参画」と「協働」がその根幹になるわけであります。

自治基本条例の内容につきましては、これまで再三申し上げてきたとおりでございますが、「地方分権一括法」の施行を契機に全国の自治体で策定が始まったと言われております。この地方分権の趣旨は、極端に言えば自分たちの地域は自分たちでつくりなさい、ということであり、それぞれの地方でといいますか、それぞれの自治体がどのように自分たちの地域をつくっていくかが問われ始めたのであります。

しかし、地域をつくるといっても、誰が考え、どのように決めるのか、その手段や方法がはっきりしないと、結局は決めることができません。これまでのように国が考えてくれない中で、どのようにしたらよいのか全国の自治体で考え始めた結果が、地域づくりのルール、つまり市民がまちづくりの担い手として、できることにできる範囲で参画し、市の機関とともに互いに協力してまちづくりを推進していくということを条例という形で法的根拠を持たせた理想的性格の強いものが、それが「自治基本条例」なのであります。

繰り返しますが、自治基本条例は個々の政策内容まで踏み込んだものではありません。政策をどうやって築いていくか、取捨選択していくか、その手順を定めるという大きな使命を担うものであります。個々の既存条例等において市民参画や協働を具体化させるということには限界があります。むしろ自治基本条例制定を受け、市として統一的な見解を持って運用していくことが重要となるのであります。

本市の自治基本条例の施行までには既存条例等との整合性も見直しましたが、自治基

本条例の趣旨に反し、即時に条例改正が必要となるものは施行日時点ではございませんでした。

今後の新規条例等の制定や計画策定の際においても、自治基本条例の趣旨との整合性を審査・確認していくことにより、実効性を確保してまいります。

次に、ご質問の2点目、3点目、4点目は関連がありますので、合わせてお答えさせていただきます。

自治基本条例第20条第1項では、「市の機関は保有する情報を原則として公開しなければならない」と規定しております。これは第4条の「情報共有の原則」で規定した、まちづくりに関する情報の共有と、第7条第2項「市民の権利」にある情報公開請求権を保障するための規定となります。

情報公開は、市民がまちづくりに参画するための前提条件となります。保有する個人情報等の保護等に留意しながら、請求に応じ情報を原則公開するということを定めたものであり、市民が全ての情報を知る権利を保障したものではありません。つまり情報公開に関する手続等の詳細につきましては、情報公開条例の規定に委ねられるものであり、情報公開条例に規定している公開情報の範囲が狭いというだけで、自治基本条例の第20条と整合していないとは直ちに言えないとするものであります。

本市の情報公開条例は、市の保有する公文書の開示を請求する市民の権利に基づき、市民の市政参加を一層促進し、公正で開かれた行政運営の確保と市民の市政に対する理解と信頼の増進に資することを目的としており、情報公開請求に対しては個人情報の保護に最大限の配慮をしてきたところであります。

本市情報公開条例は平成17年の合併時に制定されたものであり、時代の変化に対応した条例改正を検討する時期に来ていることは、伊藤議員ご指摘のとおりであります。

本条例の改正は潟上市自治基本条例を具現化するため、市民参画の実効性を保障する一つの手段であり、また、的確な情報公開制度の構築とその運用は重要であると考えております。具体的な検討項目と致しましては、開示すべき「情報」の定義や開示請求権の範囲など、周辺市町村の状況を含め調査・検討を進めているところであります。

今後、自治基本条例との整合性を図りながら、情報公開条例の責務である「市民の情報開示を求める権利を十分に尊重すること」を念頭に置き、開示請求によらなくても公開できる情報につきましては、広報やホームページ等での積極的な情報提供に努めていきたいと考えております。

以上であります。

○副議長（佐々木嘉一） 8番、再質問ありますか。8番伊藤栄悦議員。

○8番（伊藤栄悦） ご答弁ありがとうございました。

まず質問の1点でありますけれども、この答弁というのは、これは施行日前に既存条例等との整合について見直したと、こういうことでありますね。見直したけれども、その時点では自治基本条例に反して即時条例改正が必要となるものはなかったと、こういうことであります。これはどういうことを意味するかというと、質問の2も3も4も何もなくなくなったと、こういうことであります。要するに全部否定されたということです。そういう内容であります。そういう内容ですから、私はもちろんこれは納得できない答弁であります。ですから再度質問致します。

まず、この最高法規性を持つ上位条例であるという位置づけ、これが自治基本条例ですよ。そして、この定義についての市民参画については、条例でどういうふうになっているかということでもあります。

まず2条5項ですが、これは皆さん持っていれば見ればわかると思いますけれども、これは「市民参画とは、市民が自発的かつ主体的に市の政策の立案、実施、評価、見直しの各段階に関与することを言う」とあります。また、自治基本条例25条等では、「等」というのはたくさんあります。等では、「効果的、効率的市政運営を推進するため、市の施策等について市民の参画を得て評価しなければならない」と。2項では「評価結果を公表し、施策等の見直しに反映させるものとする」と、こういうことであります。まずこれを認識しておくということが大事かと思えます。

そのことについて、各章の概要説明ってどうなの、ありました。これは17条から27条までの概要説明でありましたけれども、この中で第25条には、やはり「政策や施策の立案から評価のそれぞれの過程における市民参画」とあります。これが自治基本条例のところでございます。市民参加に対する。それから一方、下位の条例であります情報公開条例ではどうなってるかといいますと、情報公開条例第2条というのがあります、これは定義であります。この定義の中に、「情報とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真で、決裁又は供覧を終了し、実施機関が保有しているものを言う」とあります。ここがまず一つ違いますね。これをひとつ認識しておいてもらいたいと思えます。

それから、またね、この市の情報公開条例の手引というのがあります、職務関連文

書は最終意思決定権者の採決行為が、決裁行為が終了しないものは、この条例の対象にならない、こういうふうに書いてあります。これがこういうふうに書いてありますので、つまりこれをまとめてみますとどういうことになりますかという、自治基本条例第2条5項、あるいは条例第25条等では、市民参画は市民が自発的かつ主体的に市の政策の立案、実施、評価、見直しと、この各段階に参与することを言っております、とありますので、市の政策の立案とか実施とか評価、見直しの各段階に参与し、決定するという条例であります、これは。だからこれはね、実施のその実施機関が保管しているものでなければ開示情報とはならないという条例でありますから、これは政策形成過程情報というのがありますが、この開示が否定されております。不開示情報となってしまいますので、これは整合性がとれていないと考えられます。したがって、少なくとも「決裁又は供覧を終了し」は削除して改正すべきでないかというのが私の考え方です。

ちなみに、ほとんどの他の自治体、私もたくさん見ましたけれども、これは情報公開条例では決裁又は供覧を終了する文言、これは削除されております。私は、男鹿市、それから北秋田市、それから由利のところににかほ市、それから秋田県の情報公開条例、それと、ほかの宮城県の情報公開条例、その他、流山市なんかも見ましたけれども、そのほかありますが、ほとんどこれは削除されております。ついておりませんね。だから、それからあと、今、流山市ではね、条例に年次計画を規定してます。40条のところに。そしてそれに基づいて、年次の取り組みの概要とその後の後年度の目標を定めて、市民自治の進化発展を進めております。つまり最高法規性を持つ自治基本条例を制定した場合、下位条例全てが調整対象となるわけでありますから、必然的に調整が生ずることを想定しているわけであります。

ですから、もう一度伺いたいんですけども、本市条例は自治基本条例制定によって調整、改正は全くないという、その観点ですね。これは自信持って言うことができますか。この点がまず一つであります。

○副議長（佐々木嘉一） 8番伊藤栄悦議員、整理してひとつ。一問一答ですので。

○8番（伊藤栄悦） いいです。はい。

○副議長（佐々木嘉一） 幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 8番伊藤議員にお答え致します。

いろいろたくさんのご質問がありまして、もしかすれば質問不足のところもあるかもしれませんが、今お聞きした中で私が記録した内容をご報告、お答えしたいと思います。

はじめに、自治基本条例というものはあくまでも理想的性格の強い条例ということを繰り返しお話ししましたが、自治基本条例がそれぞれの行動条例と違いますか個別条例とは違う点は、その上にある最高規範性というものがある条例で、理念性の強い条例、この自治基本条例で全ての行動が確定するようなものではないということ、まずご理解いただきたいと思います。その上で、あくまでも自治基本条例は、市政運営を行う上での個別条例等の解釈や運用指針となる方向性を示したものであります。そう言う意味でも最高規範と言われる根拠の一つとなっております。この最高規範というのは、関連制度をどういうふうにつくるのかとかどういうふう運用していくのかという市政運営の基本スタイルを定めたものであります。これは国における法律レベルでの憲法と他の基本法との関係で考えればわかりやすいかと思えます。憲法は国の組織や権限、統治の基本原則、原則を定めたものであり、基本法は国レベルでは40ほどあるそうですが、特定の分野における政策等の基本方針等を示すものであります。まさにこれと同じ考え方であり、当てはめれば、憲法にあるのが自治基本条例であり、基本法に当たるのが環境基本条例や犯罪被害者等基本条例であり、また、議会基本条例ということになるかと思えます。基本条例にはそれぞれにおける原則や基本方針が示されるとともに、その方針に沿った措置を講ずべきことを定める条例となります。これが大本、根本となり、優越性を持ち、議会で例えば会議規則や傍聴規則など、これらは枝葉に当たるわけであり、これらを誘導する立場となるものが基本条例となると思えます。

自治基本条例は、自治体を構成する市民、議会、市の執行機関の三者が一体となり目指すべきまちづくり、つまり参画と協働の…。

○ 8 番（伊藤栄悦） 議長、問題に対して簡潔に。

○ 総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） ちょっと 1 点だけ言わせてください。

先ほど答弁の中でお話ししましたが、一つも市の関係条例を改正しないために、それが自治基本条例とは違うんでないかというお話ありましたが、自治基本条例、あくまでも各種条例の上に最高規範的な性格を持つものであります。その一つ一つが全部整合性がないといけないということではありません。そういう上に立った条例に基づいて今後改正もしなければいけないし、ただし、この半年間に見た場合、即改正が必要なものはなかったというだけのことであります。ですから今後は、他の地方公共団体、あるいは国の法律、条例等も参考にしながら、見直しは当然必要であり、見直ししていかなければ、情報公開との関係もありますけれども、当然それは見直しは必要かと思えます。合

併して今年9年目ですが、この後もそういうことを踏まえて調整していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（佐々木嘉一） 8番伊藤栄悦議員。質問事項を明確にしてひとつ。

石川市長。

○市長（石川光男） 8番さん、再質問にお答えします。

総務部長と8番さんの高度なやりとりということではなくて、私はずばり申し上げますが、総務部長が8番さんの質問の2点、3点、4点目を全て否定したということでは決してございません。今答弁の中で、周辺市町村の状況等を鑑み調査・検討を加えているところだと、こう答弁しているんです。言わんとするところは、市の情報公開条例を改正する気運があるやなしやということだと思いますが、これは今8番さんも申し上げたとおり、現在の市の情報公開条例は17年に旧天王町の条例をそのままそっくりと、こういうことで時代も経過しているし、国の情報公開も「何人も」ということを最初にうたっているそうです。ですから、私たちはそういうことも含めて、次の機会であれば改正すべき点は改正したいというのでご理解願いたいと。

○副議長（佐々木嘉一） 8番伊藤栄悦議員。

○8番（伊藤栄悦） まず質問の中身なんですけれども、質問の中身がちょっとずれてるんです。回答がね、ちょっとずれてるというのは、まず直すところも何もないというんだから、これはもう計画、これからの何カ月か何年かかけてそういうことも今のところはないと、こういうふうに考えられるわけです。それから、整合性も従ってないと。改正するところも今のところはないと。こういうことで1点目に言ってるわけです。それに対して私は反論してるわけです。その反論の内容はね、政策形成過程情報の開示が基本自治条例の中ではね、容認されているんですよね。こういうふうな施策から何まで全て言っているから。それに対して情報公開条例では容認されてないです。決定したもの、いわゆる何というんですか、この閲覧、決裁等又は供覧を終了したもの。要するにこれ、政策決定なんですよ。だからそういうふうなものとあわせるとき、下位条例はこれは修正すべきでないかと私は、次のところに質問することになりますが、これはね、やはり修正しないことには整合性がないわけですよ。そういうことを質問してるわけです。理念的なものはわかります。現実的に条例がどうであるかということがやはり基本条例の市民参画のいわゆる具現化、本当の意味での具現化を図る重要なポイントですか

ら、そこあたりを私は言ってるわけ。ここの2つのね、この開示が容認されている自治基本条例と、開示を容認されてない、いわゆる不開示になってるその自治基本条例、これを容認しておくわけですか。質問します。

○副議長（佐々木嘉一） 5分間休憩します。会議は35分まで休憩します。

午前11時28分 休憩

.....

午前11時35分 再開

○副議長（佐々木嘉一） 会議を再開致します。

当局より説明をお願い致します。幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 8番伊藤議員の再質問にお答え致します。

情報公開条例に限定するわけですが、いろいろこう開示すべき情報、不開示の情報、今の定めている内容は見直す計画はあります。そのために今、地域のといいますか、他町村の情報、あるいは国の法律等も踏まえて、それを参考に見直しを早めに出したいと考えて検討中のところであるところとご理解いただきたいと思っております。その中では必要なものはできるだけ導入し、そういうふうな感じで検討しているということでもあります。

以上であります。

○副議長（佐々木嘉一） 8番伊藤栄悦議員。

○8番（伊藤栄悦） わかりました。そういうことで理解するというか、そういうことを答弁いただきました。

それでね、したがって第2の質問はね、これ1の質問でもう終わってるんですよ。だからこれは取り上げません。

それから3についてもね、情報公開条例と自治基本条例との整合内容はないって言うてるんですから、これはね、またその現情報公開条例での改正項目がないと最初言うてるわけですから、そこで私はね、それなりにやはり主な改正点というのを私なりに考えてるし、このことはいわば行政情報公開法という国の法律があるわけですが、それに沿ってとにかくやんなきゃいけないという内容とね、それから議論のある内容があるんです。それぞれ。それを承知の上でね、私は私なりに改正すべき点というものをね、述べてみたいと、こういうふうに思います。

私はね、まず目的条項です。目的。この中でね、目的をやはりこれ、私はなぜ第1条を改正するかということでもありますけれど、憲法に基づいてね、市民が情報公開請求権

があると、同時に市政に参画して市民自治のまちづくりの主役の担い手であるということで、この根拠をしっかりとやはり目的のところに述べるということが必要であると思うんです。だから、したがってその中の情報公開条例で常態化していると考えられるね、地方自治の本旨、それから知る権利、これはまだプライバシーのように認知はされてないけれども、情報公開を進める上では非常に重要なポイントです。これと、それから当局の説明責任、これをやはりきっちりと書いて根拠づけをしておく、憲法との。こういうふうなことで、そう思っております。

それから定義の第2条ですけども、先ほど申し上げましたように政策形成過程情報というやつがね、これが情報公開条例では認められていないんです。不開示なんです。ですから、先ほど申しましたように整合性をとるとすれば、やはり決裁又は供覧を終了するところを、これは常態的にね削除すると、こういう考え方があります。

それから、先ほど市長の方からもちよっとありましたけれども、条例の5条、これはやはり「何人も」というね、全て国際的な視野でこれを請求できると、こういうふうなこと。

それから第6条ですけどもね、非開示情報の例外規定というのがあるんですよ。非開示情報の例外規定。これはね何かというと、公務員にもこれはプライバシーの権限があるわけです。ところが公務員は職務に関することに関してはプライバシーは認められないと、こういう条項です。これは公務員情報というのでありますけれども、これはやはり追加しなきゃいけないと。私の方の情報公開条例では。そういうふうにして6条ということになります。

それから第6条の6号で、6のところの3、4、5というのが審議検討情報というのがあります。この審議検討情報等というのがありますので、これもやはりね恐れのあるものというのがあるんです。これを抽象的に非開示情報にしているんです。そこで削除するということをね、決裁、供覧を終了しといったときに、ここに条件つきになるんです。条件つきというのは、例えば明らかにということ、それから相当の理由があるものに限ると。不開示情報。こういう条例つきになっておりますので、そういう意味で、そういう意味でね、やはりここも考えてみたいということなんです。

○副議長（佐々木嘉一） 8番伊藤議員、簡潔にお願いします。

○8番（伊藤栄悦） いや、だからね、こういうふうなことから考えるとね、やはりまだまだ情報公開条例は、他とのいわゆる自治基本条例と整合性をとるときであつてもある

し、それからほかの方の常態的な条例、情報公開条例においてもやはり変えるべきだと。平成11年にね制定されたものが一字一句ね、町と市との関係、それから附則ね、これ除いて全部一字一句同じですよ。今の市条例は。そういうことから考えると、時代の変化によってやはりやんなきゃいけないところはやはりやると、こういうふうなことで考えていただければありがたいと思います。

○副議長（佐々木嘉一） 石川市長。

○市長（石川光男） 今8番さんから改正すべき点という、いわゆる私案ですか、をお聞きしました。1、2、3、4、5、6、時代の変遷ということもあるし、それから整合性がないという点もお聞きしました。それで、これから我々は、今8番さんが指摘あるいは要望、そしてまた考えも含めて精査するものは精査し、そして検討を加えて変えるべきものについては次の機会に変えるということにする、こういう考えでございます。

○副議長（佐々木嘉一） 8番伊藤栄悦議員。

○8番（伊藤栄悦） あと時間もなく終わりのことになりますけれども、実は私は二度、今までこの条例制定のこの改正についてね質問致しておりました。それで検討するというところで現在に至っておりますけれども、それで私は実は議員の皆さんの協力を得てね発議、条例の改正の、情報公開条例の改正の発議をね準備しておりました。しかしながら、やはりこれはやはり条例を制定した市当局がね、やはりこれはやるべきものであると私は認識して、まずとりあえずは一般質問でと。そのときに市長からいろいろそういう面があるとすれば条例を改正するという考えを伺えればいいのだと、こう思って質問しておりました。それで今市長からそういうふうなお話で、できれば私は12月までね、できれば改正をして、しっかりとやはり深化、いわば市民の参画によるまちづくりの深化というかね、深くというね深化、そういうふうなものをやってもらいたいと、こういうふうなことでありますので、宜しくご了承、ご答弁いただきたいと思います。

○副議長（佐々木嘉一） 石川市長。

○市長（石川光男） 今8番さんから、できれば12月議会にということをお聞きしました。大変重要な条例改正ということもありますので、できれば是非12月にやりたいんですが明確な期限の約束はできませんので、あしからずお願いします。

○8番（伊藤栄悦） どうもありがとうございます。終わります。

○副議長（佐々木嘉一） これをもって8番伊藤栄悦議員の質問を終わります。

5番菅原理恵子議員の質問の許します。5番菅原理恵子議員。

○5番（菅原理恵子） お疲れさまでございます。それでは私は、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

大きな1点目と致しまして、がん教育について。

小中高校で、がんに関する保健教育を2014年度から強化する方針を文部科学省が決めました。国民の2人に1人が、がんになる時代が来ている。しかし、現在の教育現場では、がんは保健体育の授業で生活習慣病の予防や喫煙などの害を学ぶ際、ほかの病気と合わせて紹介される程度です。

国が12年度に定めた「がん対策推進基本計画」では、がん教育について、子供たちが「健康と命の大切さを学び、自らの健康を適切に管理し、がんに対する正しい知識と、がん患者に対する正しい認識をもつよう教育すること」を目標に掲げています。がん教育は、子供たちが自身の健康の大切さを学ぶと同時に、病気の人に対する偏見や差別をなくすための重要な機会になるでしょう。

14年度には全国の学校でどの程度、がん教育が行われているかを調査するほか、モデル校を選定して16年度までの3年間で先進的な教育を行うこととし、モデル事業では、教育委員会が独自の教材を作ったり、民間企業による教材を活用し、医療の専門家や、がん経験者を招いての授業も検討。保健体育の教師などに対して、がんへの知識や理解を深める研修も行う方針だそうです。

義務教育時代に、がん検診や予防の大切さを教えることが、がん対策の最大の啓発活動になると思いますが、いかがでしょうか。

それで、小さな1点目と致しまして、「生きるの教室」開催を秋田県では、東大病院の中川ドクターにより、昨年7月10日、秋田大学教育文化学部附属中学校で中学2年生149名を対象に「生きるの教室」を開催致しました。これは、がん予防と治療の啓発を通じて子供たちに生きることの意義を深めてもらうことを目的として開催されたものです。本市でも子供たちが命の大切さを学ぶ「生きるの教室」を開催すべきと思いますが、いかがでしょうか。

小さな2点目と致しまして、「がん教育」の施策は、がん対策の「新基本計画」に盛り込まれた「がん教育」をどのように進めてまいりますか。その施策がありましたら、お知らせください。

大きな2点目と致しまして、地域包括ケアの整備推進について。

21世紀の社会保障へ国民会議の報告書より。

介護分野では、老後も地域で安心して暮らし続けるためには、住まいや医療・介護・生活支援などのサービスを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の整備が最大の課題としております。具体的なサービス内容としましては、24時間の定期巡回・随時対応サービスや小規模多機能型居宅介護の普及をはじめ、認知症高齢者への初期段階からの診断・対応、生活支援サービスの充実などが求められております。

利用者が予想を上回るペースで増え続ける介護保険制度について、財政を圧迫する問題への対応と致しまして、「要支援」と認定された約140から150万人と言われております要介護者向けのサービスの見直しです。介護サービスの効率化・重点化のため、買物や掃除などの支援が多い要支援の人向けのサービスは、NPO法人、地域のボランティアなどの力を借りるなどして体制を整えた上で、段階的に新たに市町村事業に移行させることを提案。介護分野に関しましては、先日、厚労省では2015年度から希望する市町村への移行を段階的にはじめ、17年度中に完了する考えを打ち出しました。そこでお伺い致します。

①要支援1・2の対応策は。

厚労省は「サービスの在り方をもっと良くする趣旨」とし、財源は介護保険で賄う方向性を示しました。本市での要支援認定者は、7月現在で372人。そのうちサービス利用者が155人となっております。市町村事業に移行された時点での要支援援護者は、NPO法人、地域のボランティアに委ねておりますが、本市での準備策はいかがでしょうか。

②24時間対応サービスのバックアップ策は。

24時間定期巡回・随時対応サービスを県下に先駆けて来年度から導入することが決定致しました。今年4月からサービスを始めた千葉県流山市では、事業所の公募前に、訪問介護などを利用している高齢者の数などから「滞在需要」を80人算出基礎データとして公開。契約者が80人中20人いれば採算がとれ、十分に事業として成り立つ数字を提示致しましたが、契約者が6人と少なく、初年度は赤字、3年目での黒字が目標だそうです。昨年10月に市内全18区で24時間を実現した横浜市も、行政の積極的なバックアップが功を奏した。制度が始まる半年前から、市の職員が各区のケアマネージャー連絡会に出向き、制度を説明。利用を呼びかけるとともに、流山市と同様に滞的な利用数を算出し提示したそうです。本市と致しましても何らかの後押しが必要かと思いますが、いかがでしょうか。また、参考までに滞在需要数をお知らせください。

以上、大きく2点について壇上からの質問とさせていただきます。ご答弁のほど宜しくお願い致します。

○副議長（佐々木嘉一） 当局から説明を求めます。肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 5番菅原理恵子議員の一般質問の1つ目「がん教育について」お答え致します。

文部科学省が、小・中・高校でがん教育の充実を図るため、平成26年度予算概算要求に係る予算を盛り込む方針を決めたことについては、さきの報道にあったとおりでございます。

報道によれば、来年度は現状調査やモデル校で先進的な授業、教員研修の実施が予定され、学習指導要領の次期改定時には保健の教科書にがんに関する記述を盛り込むことを検討する、とされています。

ご質問の1点目、議員ご指摘の「生きるの教室」についてですが、秋田県が後援し、秋田大学教育文化学部附属中学校で2年生を対象に授業を行ったものですが、本市の教職員もこの授業に参加し研修をしたところでございます。この授業のDVDが各校に配布されておりますので、今後、授業や研修で活用していきたいと考えております。

子供たちが命の大切さを学ぶことについては、本市においても非常に重要な取り組みであると考え、昨年度は天王南中学校区をモデル校として「いのちの教育推進事業」に取り組んだところであります。これは、天王南中学校が出戸小学校、追分小学校と連携して、道徳教育を中核にした学校教育全体で、命の大切さを学ぶものであります。天王南中学校では、がん患者の体験談等をもとに、がんと向き合い、がんと戦う方たちの生き方について学んでおります。

今年度、このモデル事業は終了しましたが、その成果をもとに本市では引き続き「いのちの教育」を含む道徳教育の充実を推進しております。国民の2人に1人が、がんになる時代にあって子供たちが自分自身の生き方を考えるとき、がん教育の考え方は今後ますます重要であると認識しております。また、子供たちが健康と命の大切さを学ぶとともに、病気に対する偏見や差別をなくすための重要な学習になると考えております。

現在の保健の教科書では、がんは生活習慣病の一例として触れる程度ですが、今後はさらに、保健の教科書以外にも、子供たちががんを含めた様々な病気について自分自身のこととして総合的に命の大切さなどを学べる体制づくりに努めてまいります。

次に、ご質問の2点目「がん教育の施策」についてであります。ご指摘のとおり、

平成24年に厚生労働省が策定した「がん対策推進基本計画」において取り組むべき施策として、子供たちが健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理し、がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識を持つよう教育することを目指し、5年以内に、学校での教育のあり方を含め、健康教育全体の中で「がん」教育をどのようにすべきか検討した結果に基づく教育活動を実施する、とされています。

本市においては、国や県からの情報及び県内外の先進地の取り組みを参考にしながら、さきに述べましたとおり、昨年度実施した「いのちの教育あったかエリア事業」をベースとした命の教育の充実に努めてまいりまいるものでございます。

以上です。

○副議長（佐々木嘉一） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 菅原理恵子議員の一般質問の2つ目「地域包括ケアの整備について」お答え致します。

質問の1点目「要支援1・2の対応策」についてお答え致します。

本市の介護保険における要支援認定者は、平成25年7月現在で372人で、うち155人が地域包括支援センターまたは居宅介護事業所によるケアプランをもとにサービスを利用しております。

その主なものは、訪問介護が59人、通所サービスが63人、通所リハビリが33人、福祉用具貸与が30人となっており、要支援者に必要な居宅サービスが提供されております。

質問の介護保険制度改革の関連部分については、社会保障制度改革国民会議が8月6日にまとめた報告書において、要支援者向けのサービスを自治体事業として段階的に移行すべきとする提案に基づくものであります。

現在、国は諮問機関である社会保障審議会の介護保険部会で詳細な設計を詰めている段階であり、この後、制度改革の具体的な内容が提示された段階で、来年度より着手することになります市の第6期介護保険事業計画策定委員会において、質問のありますNPO法人や地域ボランティアの活用などについても協議・検討してまいりたいと考えております。

質問の2点目「24時間対応サービスのバックアップ対策は」ということであります。

ご承知のように定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応を行う地域密着型サービスであります。

本市では、平成26年度のサービス提供に向けて、このほど公募を通して「社会福祉法人正和会」を事業者として選定したものであります。

本事業の計画にあたっては、全国的な傾向として収支のリスクから事業展開が厳しいのでは、と予想されております。しかし、本市は地域密着型特別養護老人ホームと同時期に公募・サービス提供を開始することにより、事業者の収支リスク軽減に配慮した計画となっております。秋田県においても初のサービス提供事業者となることから、地域ケアシステムのモデル事業として期待されてるところであります。

次に、例として挙げられております流山市及び横浜市のバックアップ体制についてであります。本市は、介護保険事業計画の策定及び事業運営に関わる介護保険事業計画策定委員会、介護保険運営協議会、地域密着型サービス運営委員会などに、各事業所における施設長や介護支援専門員などが委員として参画しており、市内事業所と綿密な連携体制をつくっているところであります。

市としましては、人員・設備・運営の基準に基づき、円滑な事業開始に向けて指導、支援に努めてまいりたいと考えております。

最後の質問の潜在需要数であります。給付実績から6人程度と見込んでおります。

以上です。

○副議長（佐々木嘉一） 5番、再質問ありますか。5番菅原理恵子議員。

○5番（菅原理恵子） 1点目の①「生きるの教室」、教職員も参加してビデオもあるということでした。本当に、それで天南と出戸小合同でそういうことをやったと聞きまして、ほっとしているところですが、その事業を受けましての生徒の声としてどんなものが挙がっているのでしょうか。教えていただきたいと思っております。

○副議長（佐々木嘉一） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 生徒がどういう反応を見せているかということだと思いますが、まずは子供たちはやはりこの研修というか学習を通して、まずは、がんに対する正しく学ぶということが一つだと思います。そしてまた、子供たちが予防というものを考えて何ができるか、と同時に行動を、どういうふうに出していきか、ということを知っていると思っております。また、身近な患者、あるいは家族、あるいはまた学校や家庭での話題、友達との話題、これらを通して、いわゆるこういうものに対しては思いやりとかこういうことを、気持ちの醸成をするということが子供たちが非常に感じているということだと、このように考えております。

以上です。

○副議長（佐々木嘉一） 5番菅原理恵子議員。

○5番（菅原理恵子） ありがとうございます。私もちょっと昨日調べてみました。やはり生徒からの声と致しまして、命は時にいきなり消え失せてしまったり、日々の積み重ねによって消えてしまうことがあるって、そんな命を大切にしようと思ったっていうような貴重なこの生徒の声が載ってました。やはり天南だけでなく各校でやはりやっていただいて、命の大切さを本当にわかっていただきたいと、それでいじめとか自殺とかの予防にも啓発になるんじゃないかと思いますが、この点は各校でやっていただくという考えはおありでしょうか。

○副議長（佐々木嘉一） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 最も重い課題なのは死生観というものが非常に大事なものでございまして、小さい、あるいは子供のうちからこの命というものに対するいろんな考え方、いろんなというか大事であるということを思いをはせながら、市内各小中学校には今後も確実に指導をしてまいるように努めてまいりたいと、このように考えています。

○副議長（佐々木嘉一） 5番菅原理恵子議員。

○5番（菅原理恵子） ①は、わかりました。

②のがん教育の施策ですけれども、国・県の動向を見てということでした。参考までに、香川県では県自体でこういうことをやっておりますっていうことで、ホームページから調べたものですが、小学校3年生・6年生を対象にして、がん教育をしている。3年生は、「ガンダーをやっつけろ！」という形で紙芝居、それで6年生は、スライドショー「がん博士になろう！がんのひみつ」という形でやってるっていうものがありまして、やはりそういうものを参考にして本市でもいち早く進めていきたいと思いますが、その点についてはいかがなものでしょうか。

○副議長（佐々木嘉一） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 大変、がん教育というのは大きいものでございまして、一市町村がこれに特化してその教育というものもやれるということもありますが、国のがん基本法の基本に則りながら、県のがん対策推進計画というのがございます。これらを参考にしながら、このがんに対して、まず学校の件の中には学校保健会というのがあります。この中でこのような内容についてはゼミナールとして、養護教諭が大体210人ぐらいいるそうですが、この方たちが毎年こう勉強している、研修をしているということでござ

います。また、この保健会の方では、さらに子供たちの時期からこういう教育というのは大事であるということを申し上げておりました、予防とか健診、こういうふうなものを含めながら、先ほど言いました学校、家庭というものを含めて、この教育というものをやっていかなきゃならないということを思っています。まずは県のがん教育に対して、県全体でどうするかということは最も大事でないかなということで、地域が何というんですか、例えば潟上市だけが、がん教育というのは当然やれるわけですけれども、医療機関とかそれぞれのいろんな形の中で捉えながら、県ともいろいろ確認しながらやはり教育というものに対して進んでいくのが大事かなと、このように思っております。

以上です。

○副議長（佐々木嘉一） 5番菅原理恵子議員。

○5番（菅原理恵子） 先ほども申しましたが、がん教育を通じて命の大切さを是非子供たちにいち早く教えていただきたいなという思いで、これは要望としていち早くの実現を要望したいと思います。

2番目の地域ケア包括についてですが、最初の1つ目と致しまして、現時点では施策は考えていないと。第6次に入ったときにみんなで協議して決めるというような形と捉えましたが、いまだに具体策はないのでしょうか。一つでもありましたら教えていただきたいと思いますが。

○副議長（佐々木嘉一） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 菅原議員の質問にお答えします。

今議員が言うように、国の方では今審議中であるというふうなことで、これがどういう形でもってということで、示された段階でという回答をしました。

私どもは今現段階では、いわゆるその介護予防に至らない、そういう形でもっての生活の機能アップのための事業をやっていますので、その点を強化していくことを今念頭に置いているところです。

○副議長（佐々木嘉一） 5番菅原理恵子議員。

○5番（菅原理恵子） 15年度から移行で17年度中に完了という形です。やはり2年しかありません。今から施策を本当に早く考えていただきたいと思います。

次、2番目、24時間対応サービスについてに移ります。

やはりこれは市としてのバックアップ、先ほどいろいろな連絡協議会で綿密に打ち出ししているということを聞きまして安心致しました。

それで、市としての対策と致しまして、市広報等へのやはり制度の説明、利用の呼びかけというような掲載をすることが私は一番の手っ取り早い啓発かなと思っておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

○副議長（佐々木嘉一） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 大変貴重なご提言だと思います。私の方でも、いわゆる事業者と協議しながらそういう点での周知方というものを図っていきたいというふうに思います。

○副議長（佐々木嘉一） 5番菅原理恵子議員。

○5番（菅原理恵子） ありがとうございます。県下切っただけの本当に初めての事業なので、是非ともモデルになるようなそういう事業にさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。以上で終わらせていただきます。

○副議長（佐々木嘉一） これをもって5番菅原理恵子議員の質問を終わります。

これで一般質問は全て終了しました。

お諮りします。委員会審査等のため9月14日から26日までの13日間、本会議を休会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（佐々木嘉一） 異議なしと認め、9月14日から26日までの13日間を休会とすることを決定致しました。

よって、本日はこれで散会します。

なお、9月27日午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。

どうもご苦労さまでございました。

午後 0時10分 散会

